インドネシア・バタン県住民、

伊藤忠商事株式会社及び電源開発株式会社間における個別事例に関する最終声明

2024年2月13日

OECD責任ある企業行動に関する

多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口(NCP)

1 OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

(1)「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」(以下、「行動指針」 という)は、1976年に経済協力開発機構(OECD)が採択した政府から自国内で、 又は、自国から活動する多国籍企業に対する勧告である。行動指針は、情報開示、人権、 雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技 術及びイノベーション、競争、納税などの幅広い分野における責任ある企業行動の原則 と基準を定めたものである。

(2)行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」(NCP:National Contact Point)が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者が日本連絡窓口(以下、「日本NCP」という)を構成し、行動指針の認知と理解を促進し、個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与している。

(3) 行動指針に法的な拘束力はないが、日本NCPとして、各企業が行動指針を遵守 することを奨励してきている。

(4)行動指針上、NCPが企業の行動について同指針に沿っているかどうか判断する ことは求められていないため、日本NCPは企業の行動が同指針に沿っているかどうか を判断しない。また、日本NCPは、提起された問題に関する各当事者の主張に関し、 その事実認定及び正当性について判断を行わない。

(5)日本NCPは、必要に応じ行動指針の実施に関する勧告を行うことができ、また、 それを含めることが適当と判断する場合には手続が合意に至らなかった理由について の見解を明らかにすることができる。

2 問題提起

(1)問題提起の日付及び個別事例の当事者

2015 年 7 月 29 日、インドネシア中部ジャワ州バタン県の住民 23 名(以下、「問題提 起者」という。)は、個人及び関係 5 村を代表するとの立場において、日本NCPに対 し、伊藤忠商事株式会社(以下、「伊藤忠」という。)及び電源開発株式会社(以下、「J パワー」という。)(両社を総称し、「被提起企業」という。)が、両社が出資を通じて取 引関係のある企業(株式会社ビマセナ・パワー・インドネシア。以下、「BPI 社」とい う。)によって実施されているインドネシア・中部ジャワ石炭火力発電所建設計画に関 し、行動指針(2011 年版)を遵守していないとして問題提起を行った。問題提起者は、 NCP手続全般について Friends of the Earth Japan によって支援を受けている。

- (2)問題提起者が主張する提起された問題
- (ア)問題提起者は被提起企業による行動が「OECD多国籍企業行動指針(2011 年版)」の「I. 概念と原則」第2項、「II. 一般原則」A. 第10項、同第11項、同第14項、
- 「IV. 人権」、および「VI.環境」第2項 a)、b)、第3項に反していると主張した
- (イ)問題提起者による問題提起の概要は概ね以下のとおり。
 - 問題提起者は被提起企業が以下に掲げる項目について、地域社会が現に受けて おり、又は、将来受けるとみられる、生計の手段や人権、環境汚染等の負の影響 等について直接的な責任がある旨主張した。
 - インドネシア国内法令の違反(I. 定義と原則)
 - ・事業活動に直接関連する負の影響を防止し、又は緩和することの不履行、人権 保護のために影響力を行使することの不履行、影響下にあるコミュニティとの 協議及び被害防止を含む包括的な人権デュー・ディリジェンスの不履行、人権 への負の影響に対する救済措置の不履行(II.一般方針、IV.人権)。
 - ・影響を受けるコミュニティとの協議や情報提供を含む、環境デュー・ディリジェンス不履行(II. 一般方針、VI. 環境)
- (3)問題提起の受領

日本NCPは、問題提起者に対し、NCPの役割は関係者の問題解決を支援するた めのあっせんを提供することである旨説明した。2015 年 8 月 31 日、問題提起者が被 提起企業との対話の意思について確認後、日本NCPは提起された問題を検討し、2015 年 9 月 10 日、受領通知を発出した。

3 被提起企業からのフィードバック

(1)2015 年 8 月 24 日に実施された被提起企業との面談後、日本NCPからの要請に より2015 年 10 月 6 日に実施された面談において、被提起企業は日本NCPに対し、 現地の法を遵守し、ステークホルダーとのコミュニケーションやCSRに十分配慮した 上で、プロジェクトを進めている旨説明した。また、同プロジェクトはBPI社が直接 取り扱っているため、被提起企業は必要に応じてBPI社から関連情報を収集している 旨強調した。

(2) 被提起企業は、日本NCPの要請に従って、追加情報を提供するとともに、日本 NCPとの面談を複数回に亘って実施した。

4 初期評価

日本NCPは、行動指針(2011年版)及び同指針に基づく日本連絡窓口(NCP)の手

続手引に従い、以下(1)から(6)のとおり初期評価を実施し、2016年6月28日、 下記(7)の結論を出した。

- (1)問題に関する当事者及びその利益
 - (ア)問題提起者はインドネシア中部ジャワ州バタン県の住民23名であり、被提起 企業は、伊藤忠及びJパワーである旨、それぞれ具体的に特定されている。
 - (イ)問題提起者は、自ら中部ジャワ石炭火力発電所建設予定地付近で生活している と主張しており、日本NCPに提出された本案件に関する正当な関心を有する。
- (2)問題が実体的で実証的か

問題提起者が提起した問題は、概ね、建設計画に伴って生じている、個別具体的な ものである。本初期評価は、問題提起者が提起した問題の事実関係を日本NCPとし て認定するものではないが、少なくとも、問題提起者が提起した問題のいくつかにつ いて、問題提起者と被提起企業との間で異なる見解が表明されていることから、これ らの問題は実体的で実証的なものであると解することができる。

(3) 企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われるか

本事例は、BPI社が推進する建設計画に対して提起されている。BPI社は伊藤 忠及びJパワーがそれぞれ32%、34%の資本金を出資している企業であるため、 被提起企業である伊藤忠及びJパワーは、BPI社に対して影響力を行使し得る立場 にある。

よって、被提起企業の活動と提起された個別事例との間に、結びつきはあると考えられる。

(4) 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手続との関連性

問題提起者及び被提起企業から提供された情報によれば、この問題提起の中には、 インドネシアにおいて、司法を含む紛争処理手続きが実施されている論点を含んで いる。ただし、当時 NCP が認識している限り、進行中の裁判はなかった。

(5)他の国内的又は国際的手続で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われて いるか

類似の問題が、国内外の裁判所等で取り扱われている。

(6) 個別問題の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか

問題提起された事項は、一部を除いて行動指針の複数の規定に該当しており、本件 問題を検討することは、行動指針の目的及び実効性の促進に資する。

(7) 初期評価の結論

日本NCPは、行動指針(2011年改訂版)の手続手引 I.C.1項に基づき、提起された問題はさらなる検討に値すると判断し、両当事者に対し、あっせんを提供することを決定した。

しかし、日本NCPは、外国の法律を解釈・執行する立場にないこと、また、問題 提起者によるいくつかの事項については、被提起企業の行動に関するものではなく、 インドネシア政府の行動に関するものであり、行動指針の範囲外、並びに、日本 NCP の権限外であることから、取り扱わないことを決定した。

5 問題解決支援のための日本NCPの取組

(1) 2016 年 6 月 28 日に両当事者に初期評価を発出した際、日本NCPは両当事者に 対し、本個別事例において提起された問題について、日本NCPによるあっせんを通じ た対話に参加する意思があるか否かを確認した。

(2)2016年6月以降、累次に亘る対面での面談を含む日本NCPとの協議を経て、 2019年3月19日、被提起企業は、現地においてBPI社が地域とのコミュニケーションを図りつつ事業を進めており、日本NCPによるあっせんの諾否を表明することにより現地での対話活動と事業に影響が出る可能性に鑑み、対話は辞退しないものの、日本NCPによる対話のあっせんの諾否に関する回答を保留するとの意図を表明した。

その後、日本NCPは、被提起企業に対し、あっせん諾否の可能性について継続的に聴取した。被提起企業は都度、現地の状況を日本NCPに説明してきたが、回答を保留するとの立場は2023年まで維持した。

(3)その間、問題提起者は日本NCPに現地の状況を共有し、また、日本NCPも問 題提起者に対し、被提起企業のあっせんの諾否に係る検討状況について定期的に共有を 行った。

(4) 被提起企業は、本手続を通じて、日本NCPに対し、あっせんの諾否にかかる検 討状況や並行手続を含む現地の状況を定期的に報告し、誠意を持って回答してきたが、 上記 4(2)の状況を踏まえ、日本NCPは係る状況が行動指針(2023年改訂版)のN CPに関する手続 I.C.4.c(2011年改訂版の手続手引 I.C.3c)の「当事者の一方が手続 に参加しようとしない状態」、また、同注釈43(2011年版の実施手続注釈35)の 「個別事例の一方の又は複数の当事者が、手続に参加する又は信義誠実に基づき手続に

参加することに後ろ向きであることをNCPが認識した場合、NCPは提起された問題 に関連し、行動指針の実施に関し声明を発出する」状態に該当すると判断した。

(5) 2023 年 9 月 19 日、日本NCPは、本個別事例においては、被提起企業が近い将 来手続に参加する意向が無く、日本NCPとして問題解決に貢献できる余地がないため、 両当事者に対して 2 か月を期限とする最後の対話の機会を提供しつつ、同期限までに明 らかな進展が見込めない場合には、本件手続を終了し、最終声明を発表することが適当 である旨通知した。

(6) 2023 年 10 月 18 日、日本NCPは被提起企業との面談を実施し、被提起企業より、BPI社を通じて地域社会に対するエンゲージメントを図り、コミュニティ・ミー ティングや1対1ミーティングを通じて約 6,745 件の対話を行った旨説明があった。また、被提起企業からは、BPI社は苦情処理体制を構築し、必要に応じて各住民を訪問 するなど、地域コミュニティからの苦情に対応してきた旨、また、BPI社は、経済発 展や地域のインフラ整備、環境・社会文化分野のプロジェクト、保健プログラム、BP I社が資金提供する奨学金プログラムを含む教育等のCSR活動を実施し、15 万人以 上の幅広い範囲の住民に対して貢献してきた旨説明した。

2023 年 11 月 21 日、被提起企業は日本NCPに対して、日本NCPを介してではなく、 BPI社を通じて、CSR活動を含む地域への各種エンゲージメント取組や地域住民と の対話を引き続き実施していくため、日本NCPによるあっせんを辞退するとの意図を 表明した。これを受けて、日本NCPは、問題提起者に対し、被提起企業によるあっせ んの正式辞退を通知した。

(7)日本NCPは、当事者の一方に対話の参加の意思がないことから、本件個別事例 にはNCPによる問題解決支援に係る合意が存在しないと判断し、行動指針の実施手続 に関する注釈第43項(OECD多国籍企業行動指針(2011年版)注釈第35項)に従 い、本件個別事例に関する対応を終了することとした。

(8)日本NCPは、最終声明を作成するに当たり、最終声明のドラフトを問題提起者 及び被提起企業に提供し、2024年1月4日にドラフトに対する意見を求めた。問題提 起者及び被提起企業は、日本NCPに意見を提出した。日本NCPは、両当事者からの 意見を検討し、声明を作成した。

6 結論

(1)日本NCPは、被提起企業がBPI社を通じて上記5(6)のとおり、バタンの地 域コミュニティと誠実にエンゲージメントを継続している事実を認めこれを歓迎する が、問題解決に向けたNCPの支援は、当事者の合意なしに提供され得ない。個別事例 の当事者の一方がNCPによるあっせんの提供を辞退したことに伴い、日本NCPは、 行動指針の実施手続に関する注釈43項(OECD多国籍企業行動指針(2011年改訂版) の手続35項)に従い、本個別事例に係る手続を終了する。

(2) 日本NCPは、被提起企業に対し、引き続き、行動指針の遵守を確保し、BP I社を通じたものを含め問題提起者を含む地域コミュニティや住民とのエンゲージメ ントを行うよう勧告する。

(了)